

# 配食サービスのご案内

市では、安心して鳥羽で暮らし続けていただくために、在宅で暮らすおおむね 65 歳以上のかたに対して、介護保険制度とは別に、さまざまな高齢者福祉サービスを提供しています。今回はその中のひとつ「配食サービス」について紹介します。

健康福祉課高齢・障害係 ☎ 1183

## 配食サービスって？

配食サービスとは、高齢者が在宅で安心して暮らせるよう、栄養バランスの取れた食事を自宅まで定期的にお届けするサービスです。

また、市から委託を受けた事業者が手渡しで食事をお届けすることで、日々の安否確認も合わせて行います。

### ●対象者

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけで暮らすかたで、栄養改善が必要であり調理が困難なかた。または、障がいがあるなどで調理のできないかた。

### ●利用回数

月曜日から土曜日まで（祝日を含む）の間で、最大1日2食（昼・夕）  
※利用回数は本人の身体状況などを考慮し決定されます。

### ●費用

1食400円

### ●食事の種類

普通食、糖尿食、減塩食、腎臓食、ミキサー食



手渡しで食事をお届けします

## 利用するには？

配食サービスを利用するには、申請書の提出が必要です。申請書は、健康福祉課高齢・障害係（保健福祉センターひだまり1階）、介護保険係（市民文化会館1階）または各連絡所にあります。申請書を出していただいた後、市職員が申請者の自宅へ訪問し、聞き取りを行って、利用の可否が決定されます。

なお、ご自身での申請が困難なかたは、代行申請も行います。

くわしくは、健康福祉課高齢・障害係（保健福祉センターひだまり1階）へ問い合わせください。

## 〈配食サービス利用の流れ〉

### ①相談・申請

健康福祉課高齢・障害係（保健福祉センターひだまり1階）、介護保険係（市民文化会館1階）または各連絡所で申請書を提出してください。

### ②訪問調査

申請者の自宅へ市職員が訪問し、聞き取りを行います。

### ③審査・判定

保健師・社会福祉士・ケアマネジャーなどの専門職員による判定会を行い、サービス利用の可否が決定されます。

### ④決定(認定)・通知

判定会により利用が認められたかたに対して、決定通知書が送付されます。

### ⑤サービスの利用開始

配食サービスの提供が始まります。利用者に400円を負担していただきます。

## 配食サービス提供地域が拡大されます！



これまで鳥羽市本土全域と坂手島で提供してきましたが、この10月1日(月)から菅島でも配食サービスの提供が始まります。

利用回数や費用については、本土、坂手島と同じです。

### 利用回数

月曜日から土曜日まで（祝日を含む）の間で、最大1日2食（昼・夕）

### 費用

1食400円